

プレミアム付商品券事業のお知らせ

10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴う影響緩和の対策として次の人を対象に、プレミアム付商品券を販売します。

対象者は？

- ①平成31年1月1日現在、市に住民登録されていて、2019年度の住民税が課税されていない人（課税されている人の配偶者や被扶養者、生活保護受給者などは対象外）
- ②平成28年4月2日～令和元年9月30日までに生まれたお子さんがいる世帯の世帯主
 - ・お子さんの生年月日が平成28年4月2日～令和元年6月1日までの場合、令和元年6月1日時点で市に住民登録されている人。
 - ・お子さんの生年月日が令和元年6月2日～令和元年7月31日までの場合、令和元年7月31日時点で市に住民登録されている人。
 - ・お子さんの生年月日が令和元年8月1日～令和元年9月30日までの場合、令和元年9月30日時点で市に住民登録されている人。

商品券購入までの流れ

- ①の該当者（申請が必要です）
 - ・8月上旬頃にプレミアム付商品券購入引換券交付申請書を発送します。
 - ・申請書に必要事項を記入し、申請してください。
 - ・申請期間…11月29日（金）まで
- ＜申請方法＞
 1. 同封の返信封筒を使用し、送付により申請。
 2. 引換券申請窓口へ申請。
- ※8月中旬から、市役所本庁舎北棟1階市民課隣に「富里市プレミアム付商品券購入引換券申請窓口」を設置します。
- 3. 日吉台出張所へ申請（出張所は取次業務のみです）
- ②の該当者（申請は不要です）
 - 9月下旬以降に順次、「富里市プレミアム付商品券購入引換券」を送付します。

どれだけ買えるの？

- ・対象者1人につき5冊（上限25,000円分）まで購入でき、1冊単位で何度かに分けて購入できます。
- ・1冊5,000円（500円券10枚）を4,000円で販売します。

どうやって買うの？

- 販売期間…10月1日（火）～令和2年2月14日（金）
- 販売場所…市内の各郵便局（日吉台郵便局、七栄郵便局、富里郵便局、十倉郵便局）
- 購入時必要な物…○購入引換券 ○代金
 - 本人確認ができる有効期限内の公的証明書など

いつまで使えるの？

- 使用有効期間…10月1日（火）～令和2年3月1日（日）

※使用有効期間を過ぎた商品券は使用できません。

どこで使えるの？

- 市内プレミアム付商品券事業取扱店舗
- ※プレミアム付商品券取扱店舗ポスター、のぼり旗のある店舗が目印です。
- ※取扱店舗は、順次、市公式ホームページ、チラシ、ポスターなどでお知らせします。

商品券購入までのお願い

- ・①の該当者は、平成30年中の収入の申告が必要です。申告が済んでいない人は、課税課へ問い合わせてください。
- ・配偶者からの暴力を理由に避難しており、事情により住民票を移すことができない人は、専用コールセンターに連絡してください。

問い合わせ先

- プレミアム付商品券事業について 専用コールセンター ☎（93）1552
※市役所開庁日の9：00～16：30
- 子育て世帯に関すること 子育て支援課 ☎（93）4497
- 税の申告に関すること 課税課 ☎（93）0443

限りある 貴重な資源 水

問 上下水道課 ☎（93）3340

毎年8月1日は、水資源の有限性や水の貴重さ、水資源開発の重要性に対する関心を高め、理解を深めるための「水の日」です。また、この日から1週間を「水の週間」としています。この週間をきっかけに、「水」の大切さについて、みなさんも考えてみませんか？

家庭でできる節水

- 台所 蛇口のこまめな開け閉めで、水の使用時間を5分間短縮
→約30リットルの節水
- 洗濯 お風呂の残り湯を利用
→約100リットルの節水
- 洗面 歯を磨いているとき蛇口を開けっ放しにしない
→1回の歯磨きで約17リットル節水
- 風呂 シャワーのこまめな開け閉めで、水の使用時間を3分間短縮
→約36リットル節水

- トイレ レバーを使い分ける。
大レバーで1回に約11～15リットル、
小レバーで1回に約2～3リットルの水が流れます。
→レバーの使い分けで
1回につき約9～12リットル節水
- 洗車 20分間ホースで洗車ではなく、バケツ5杯分の水で洗車
→1回で約190リットル節水

8月は1年で最も水道が使われる月です。
限りある資源を大切に使うため、節水を心掛けましょう。

消費生活
相談コラム
181

はい、こちら 消費生活センターです！

消費生活センターに寄せられる相談事例を紹介します。

不安をあおり契約させる リフォーム工事の点検商法

【事例】

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので点検したい。」と業者が訪問してきた。点検した後、業者が撮影した瓦の映像を見せられ、「かなりひどい。このままでは、雨漏りするかもしれない。すぐに工事をしたほうがいい。」と言われた。迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので今でないと契約出来ない。」とせかされ、約40万円の契約をしてしまった。不安になって、「やめたい。」と連絡したが、「もうキャンセルは出来ない。」と怒鳴られた。
（70歳代 女性）

●アドバイス

住宅リフォーム工事等の勧誘が目的ということを告げず点検を持ち掛け、不安をあおって契約をせかすという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。家族や周囲の人も高齢者の様子に気を配りましょう。「点検をさせてほしい。」と訪問してくる業者には対応しないようにしましょう。点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしないで、冷静にうけとめることが大切です。別の専門家等に確認して、複数の見積もりを取るなど、決してその場で契約しないようにしましょう。法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合は、クーリング・オフを行うことが出来ます。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。
（国民生活センター「見守り新鮮情報」第308号より）

- 問 相談先 消費生活センター ☎（93）5348
- 日 平日（祝日、年末年始を除く）9：30～12：00／13：00～16：00
- 場 市役所分庁舎2階